

障がい分野に関する表彰制度について(スポーツ以外)

資料7

名称	趣旨	対象者・団体	表彰者
障害者自立更生等厚生労働大臣表彰	身体障害者又は知的障害者(以下「身体障害者等」という。)であって自らその障害を克服し、現在自立更生して障害者の模範とするに足りると認められる者に対して行う	身体障害者等で自らその障害を克服し、現在自立更生して模範とするに足りると認められる者であって、原則として過去において都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長から自立更生者として表彰を受けた者又は他の社会福祉分野における功労に対して表彰を受けた者で、次のいずれにも該当するもの。 (1)原則、民間人として20年以上にわたり自立更生し、かつ、現在も生業に就いており、障害者の模範とするに足りると認められる者。 (2)身体障害の程度等級が4級以上であること。 なお、知的障害者にあつては、療育手帳の交付を受けていること。 (3)年齢は、原則として40歳以上であること。 (4)地方公共団体の現職の議会議員でないこと。 (5)過去において、社会福祉分野における厚生労働大臣表彰を受けたことがないこと。 (6)過去において、春秋の叙勲又は社会福祉事業の功績により褒章条例に基づく褒章を受けたことがないこと。 (7)国民の保健医療若しくは福祉に関する法律に違反する等の表彰の対象としてふさわしくない経歴を有しないこと。	厚生労働大臣
精神保健福祉事業功労者厚生労働大臣表彰	多年精神保健福祉事業の発展に寄与し、その功績が特に顕著である者を厚生労働大臣表彰する	表彰の対象となる者は、精神保健福祉事業(社会復帰事業を含む。)について業績をあげ、その功績が特に顕著である個人又は団体であつて、次に該当するものとする。 (1)個人にあつては、精神保健福祉事業(社会復帰事業を含む。)従事年数が20年以上で現に事業に携わっている者であること。 団体にあつては、精神保健福祉関係事業歴が10年以上であること。 (2)個人の場合、年齢が当該年の4月1日現在で50歳以上であること。 (3)精神保健福祉事業に関する功績により、原則として都道府県知事又は公益社団法人日本精神保健福祉連盟会長の表彰を受けたことのある個人又は団体であること。	厚生労働大臣
社会福祉功労者厚生労働大臣表彰	民生委員及び児童委員表彰規則(昭和35年厚生省令第34号)に基づき、民生委員・児童委員であつて、職務に精励し、その功績が特に顕著であると認められるもの又は民生委員活動を積極的に行っている民生委員による団体であつて、その活動が顕著であると認められるものに対して行う	(1)民生委員・児童委員 昭和36年3月8日厚生省発社第79号厚生省社会局長児童局長連名通知「民生委員及び児童委員表彰規則の制定について」の表彰の範囲によること。 (2)民生委員優良活動団体 ア表彰 民生委員活動団体としての功績が顕著であつて、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、10年以上継続して活動しているもの。 イ感謝状贈呈 民生委員活動団体としての功績が顕著であつて、その活動内容が先駆的又は模範的と認められ、5年以上継続して活動しているもの。	厚生労働大臣
優良看護職員厚生労働大臣表彰	多年にわたり看護業務に献身し、顕著な功績のあった者に対し、厚生労働大臣が表彰を行う	現に保健師、助産師、看護師又は准看護師として就業している者であつて、原則として次の各号に該当するものとする。 ただし、過去において春秋の叙勲、看護業務若しくは助産事業の功績による褒章条例に基づく褒章又は厚生労働大臣表彰を受章した者は除く。 (1)保健師、助産師、看護師又は准看護師として、20年以上就業している者であつて、平成29年4月1日現在の年齢が満50歳以上であること。 (2)就業状況が誠実勤勉、かつ、人格が高潔であつて他の範となる者であること。 (3)看護業務の啓発、看護技術の改善又は看護要員の指導育成について功績顕著な者であること。 (4)都道府県知事又は公益社団法人日本看護協会会長等の表彰を受けた者であること。	厚生労働大臣

障がい分野に関する表彰制度について(スポーツ以外)

資料7

名称	趣旨	対象者・団体	表彰者
県民功労者表彰	本県の各界において県民の模範となり、かつ次に掲げる事績をもって地域社会発展及び県勢の振興発展に寄与し、真に県民功労者としてふさわしい個人又は団体に対して行う。なお、世界的もしくは全国的に卓越した功績があり、県民が誇りとしてひとしく敬愛する者に対しては、県民特別功労者として表彰できるものとする	社会福祉事業の促進、社会保障の充実、その他社会福祉の増進に寄与し、特に功績顕著な者 ※他に、地方自治、教育・芸術文化、公衆衛生、雇用、交通運輸、農林水産、土木建設、交通安全の分野にも対象としている	知事
看護関係者の知事表彰	看護業務に顕著な功績のあった方への知事表彰	(1)保健師、助産師、看護師、准看護師で、看護業務の従事年数が20年以上、かつ年齢が50歳以上の方 (2)へき地や離島、介護保険施設等において看護業務に従事し、顕著な功績のある方 (3)訪問看護・感染症・精神・重症心身障がい児(者)看護業務等の精神的・肉体的に著しく労苦の多い職域、二次救急医療等の緊急性の高い看護業務に従事し、顕著な功績のある方 (4)看護の心普及、看護技術・看護業務の改善、看護研究などで顕著な功績のある方 (5)看護関係団体の指導、育成に従事し顕著な功績のある方 (6)看護職員の養成に従事し、顕著な功績のある方 (7)県職員を退職した後、(2)～(6)の業務に従事し(5年以上)、その功績が顕著であり、かつ引き続きその職務に従事する見込みの方	知事
三重県福祉関係功労表彰	福祉関係者等に対し知事が行う表彰及び感謝の意の表明	(1) 民生委員・児童委員功労 民生委員・児童委員として15年以上その職務に精励し、現にその職にある者であって、その活動が他の模範となるもの (2) 福祉事業従事者功労 福祉事業の従事者として15年以上その業務に従事し、現にその職にある者であって、介護技術、接遇等に優秀で他の模範となるもの (3) 精神保健福祉事業功労 ア 個人にあつては、精神保健福祉事業の従事年数が15年以上(家族会、ボランティア等にあつては活動経験年数が10年以上とする。)で、現にその事業に携わっている者であつて、その功績が顕著で他の模範となるもの イ 団体にあつては、精神保健福祉に関する活動年数が10年以上で、特に顕著な功績が認められ、現在も活発に活動を行っているもの (4) 福祉団体指導者功労 福祉に関する団体の指導者として10年以上その団体の運営及び育成に努め、福祉事業の発展に貢献した者であつて、現在なお活躍中のもの (5) 地域福祉活動者功労 地縁による団体の役員として15年以上地域福祉の推進のため率先して活動を行い、現在も活躍中の者であつて、年齢45歳以上のもの (6) ボランティア功労 福祉に関するボランティア活動やボランティア活動に対する支援等により、福祉の増進に貢献した者であつて、10年以上率先して活動又は支援を行い、現在も活躍中であり、その活動等が他の模範となるもの (7) 優良団体功労 ア 会員の教養、健康の増進に努め、かつ地域社会との交流などを行う老人クラブであつて、20年以上恒常的に諸活動を行い、福祉の増進に貢献し、現在も活発に活動を行っているもの イ 障がい者等の当事者又は保護者等による団体であつて、10年以上会員相互の親睦、社会性の助長、啓発活動等を行い、福祉の増進に貢献し、現在も活発に活動を行っているもの (8) 自立更生者 障がい者であつて、その障害を克服し自立した生活を営み、他の模範となるもの (9) 里親・職親功労 ア 里親又は保護受託者として10年以上児童の養育又は監護を行い、現に里親又は保護受託者として登録されているもの イ 職親として10年以上障がい者の更生に必要な指導訓練を行い、現に職親としての活動を行っているもの (10) 特別表彰 (1)から(9)に掲げる者のほか、福祉の向上に関する功績がとりわけ顕著であると認められるもの	知事

障がい分野に関する表彰制度について(スポーツ以外)

資料7

名称	趣旨	対象者・団体	表彰者
障がい者雇用優良事業所等知事表彰	障がい者を積極的に多数雇用する事業所に対して行う表彰 ※その努力を称えるとともに、これを広く県民に周知し、障がい者の雇用の促進と職業の安定に資することを目的とする	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構三重支部長が推薦したもの	知事

名称	趣旨	対象者・団体	表彰者			
生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰	①生涯スポーツ功労者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を表彰する 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、県レベルの表彰(知事等)を受けた者及び団体 ・生涯スポーツの功績により国の表彰を受けたことがない者及び団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域又は職域において現在まで引き続き10年以上にわたりスポーツの普及奨励に尽力した者 ・設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上しているものと認められるものであること 	文部科学大臣	
	②生涯スポーツ優良団体					
地域スポーツ推進表彰	①地域スポーツ推進特別功労者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって本県地域スポーツの推進に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ優良団体、企業を表彰する 	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学大臣表彰受賞後、地域又は職域において、引き続き5年以上地域スポーツの推進発展のための企画・指導に貢献している者で、おおむね60歳以上の者 ・又は、地域又は職域だけでなく、広域的かつ長期にわたって本県地域スポーツの推進発展に特別に貢献した者 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域又は職域において、引き続き10年以上活動を継続しているスポーツクラブ ・又は、地域又は職域だけでなく、広域的かつ長期にわたって本県地域スポーツの推進発展に特別に貢献した団体・企業 	知事	
	②地域スポーツ推進特別優良団体・企業					
	③地域スポーツ推進功労者					<ul style="list-style-type: none"> ・地域又は職域において、8年以上地域スポーツの推進発展のための企画・指導に貢献している者で、おおむね35歳以上の者
	④地域スポーツ推進優良団体					<ul style="list-style-type: none"> ・地域及び職域において、設立後5年以上地域スポーツ推進に貢献しているとともに、活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われている団体
県民栄誉賞	①県民特別栄誉賞	<ul style="list-style-type: none"> ・広く県民に親しまれ、明るい希望を与えることに顕著な業績があった者について、その栄誉を讃え表彰する 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民栄誉賞を授与した後、顕著な功績のあった者 ・世界規模で開催されるスポーツ競技大会で特に優秀な成績を収め、顕著な功績のあった者 	知事		
	②県民栄誉賞					

障がい分野に関する表彰制度について(スポーツ関係)

資料7

名称	趣旨	対象者・団体	表彰者	
三重県スポーツ栄誉賞	①三重県スポーツ栄誉大賞	・オリンピック・パラリンピック・デフリンピックにおいて、金、銀、銅メダルを獲得した者	知事	
	②三重県スポーツ栄誉賞	・オリンピック・パラリンピック・デフリンピックにおいて、4位から8位に入賞した者		
三重県スポーツ特別功労賞	①輝くみえのアスリート大賞	・全国・国際スポーツ競技大会において優秀な成績を永年にわたり収め、広く県民にスポーツの範となり、県民の士気高揚に多大な貢献をした者について、その栄誉を讃え表彰する	知事	
	②三重県スポーツ特別功労大賞	・三重県スポーツ特別功労賞及び三重県スポーツ特別功労大賞の受賞者のうち、さらに国際大会等で特に顕著な功績を収めた者		
	③三重県スポーツ特別功労賞	・三重県スポーツ特別功労賞を受賞後、さらに功績を重ね、三重県のスポーツ振興に大きく貢献した者		
	④三重県スポーツ特別賞	・権威あるスポーツ競技会で優秀な成績を収め、三重県スポーツ賞受賞後も優秀な成績を重ねた者		
三重県スポーツ奨励賞	①三重県スポーツ特別奨励賞	・指導者として、永年にわたり競技スポーツの指導に尽力し、本県の競技スポーツの推進に寄与するとともに、県民の範となり得た者	知事	
	②三重県スポーツ奨励賞	・全国・国際スポーツ大会で優秀な成績を収め、県民に明るく元気な話題を提供した者		
三重県スポーツ賞	①三重県スポーツ優秀賞	・全国・国際スポーツ競技大会において優秀な成績を収め、県民に明るく元気な話題を提供し、今後さらに活躍が期待できる選手・チームに対し、表彰する	・全国スポーツ大会において優秀な成績を収めた者、権威ある国際大会において入賞した者	知事